町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月町田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。

$(1) \sim (3)$ 略

(4)保育所 児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について内閣総理大臣が定める指 針

2 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

改正前

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。

$(1) \sim (3)$ 略

(4)保育所 児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指 針

2 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。